

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成二十七年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ホに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）</p> <p>第三条 規則第十九条の二第一項第五号ホに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準は、前条第二項に規定する単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。</p>	<p>（単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）</p> <p>第三条 規則第十九条の二第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。</p>

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

〔2・3 略〕

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項(海外営業拠点(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

〔2・3 同上〕

(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項(海外営業拠点(規則第十九条の二第一項ただし書に規定する海外営業拠点をい

等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第二条に規定する海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

2 〔略〕

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

〔2・3 略〕

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

う。以下同じ。）を有する銀行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

2 〔同上〕

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

〔2・3 同上〕

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。